

<商標調査について>

古谷国際特許事務所
弁理士 鶴本祥文
tsurumoto@furutani.jp

● 商標調査の意義

(1) 登録可能性を判断するために商標調査を行う

自社の商標と同じような商標が、すでに他人に登録されている場合、出願しても拒絶されてしまうということは前節で説明しました。このため他人の登録商標の存在を知らずに出願すると、出願費用が無駄になってしまいます。出願に先立って商標調査を行うのは、このような事態を避ける意味があるわけです。

(2) 権利侵害にならないかを判断するために商標調査を行う

商標調査を行うもう1つの意味は、自社が商標権侵害してしまう事態を避けるためです。たとえば、製品化、サービス企画の段階で商標調査を行わず不用意に商標を決めてしまうと、あとになってその商標についてはすでに他人が商標権を取得していた、ということにもなりかねません。そして商標権者から侵害警告を受け、その段階で初めて他人の権利の存在に気づくこととなります。

また、自社の商標があまり有名でない間は、権利者も侵害警告を出してきません。つまり、権利者が侵害警告を発するのは、自社の商標がある程度の知名度を得ている場合が多いのでやっかいです。宣伝広告に莫大な費用を使い、ようやく有名にしたと思った矢先に製品名、サービス名を変えなければならなくなります。そして、それとともに商標を印刷したカタログや製品パッケージなども破棄しなければなりません。

もちろん、このようなとき商標権者に使用許諾を求めたり、商標権を譲ってくれるよう交渉をすることも考えられます。しかし、商標権者が必ずしもこれに応じてくれるとは限りませんし、仮に応じてくれたとしても使用許諾料や譲渡料を支払わなければなりません。

このような事態を回避するため、製品化、サービス企画の段階で、ましてやカタログなどを作成する前に商標調査を行い、商標権侵害にならないかどうかを事前に調べておく必要があります。

● 具体的な商標調査の方法

(1) 使用するデータベース

商標調査（ネーミングの商標調査）については、インターネットを通じて特許庁のホームページにアクセスし、特許庁の商標データベースを使用することができます。このデータベースを利用して調査すれば、自社の商標がすでに他人によって出願されているか、あ

るいは登録されているかを知ることができます。すでに他人が登録していることが判れば、その段階で別の商標を考える必要がでてきます。

商標調査の結果、同種の商品、サービスについてまったく同じ商標が見つかった場合は抵触することが明らかですが、よく似た商標が検索された場合、自社の商標とその検索された商標との類似判断を行う必要があります。商標権には類似範囲がありますので、この類似範囲内の商標がすでに他社によって登録されている場合は、まったく同じ商標が登録されている場合と同様の結論になるわけです。商標調査では一定の関係を有する商標が自動的に広く検索されますので（つまり、検索された商標がすべて商標法上の類似というわけではありません）、その検索結果をもとに商標の類似判断をしなければなりません。

また、商標調査による検索を行うには、商標法制度の内容はもちろんデータベースの構造や検索システムなどを理解する必要があります。この意味でも弁理士に調査を依頼した方が確実ですが、商標調査がどのようなものかを知ってもらうために具体例を示して簡単に説明します。

（２） 商標調査にあたって必要なものは

特許庁のデータベースを使った商標調査では、パーソナルコンピュータとモデム、通信ソフトなどインターネットを使用できる環境が必要です。

商標調査に際しては、当然、調査対象となるネーミングが決定されていなければなりません。あらかじめいくつかのネーミングの候補を用意しておいた方がよいでしょう。調査の結果、他人がすでに同じような商標を登録しているという場合もあり、このようなとき、他のネーミングを用意しておくことで調査が効率的に行えるからです。

（３） 商品（またはサービス）区分と類似群

商標権の内容は、こういう商標をこういう商品（またはサービス）に使う、という具合に決められています。したがって商標調査を行う場合、商標とともに商品（またはサービス）を特定する必要があります。商品やサービスは第 1 類から第 45 類までの区分（平成 14 年 1 月 1 日より全第 42 類から全 45 類に区分が増加しました）に分類され、整理されています。第 1 類から第 34 類までは商品についての区分、第 35 類から第 45 類まではサービスについての区分です。

1 つの区分のなかには実に多くの商品が含まれています。それぞれの区分のなかの商品（またはサービス）は、さらに複数の類似群というものに分けられています。この類似群は、商品（またはサービス）について商標登録の際の審査において互いに類似すると考えられる範囲を 1 グループにしたものです。

（４） 類似群の例

この類似群は、後述する特許電子図書館のうちの No.7「商品・役務名リスト」をクリック

クし、商品名・サービス名を入力して調べることができます。

IPDL 特許電子図書館
Industrial Property Digital Library

国立工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

工業所有権情報-特許情報ホームページへ 特許電子図書館トップページへ To English Page

特許情報 特許-実用新案 意匠 商標 意匠 意匠情報

商標検索 Trademark Search

以下のサービスが利用可能です。希望するサービスをクリックして下さい。

- 1 商標公報DB**
商標公報を、文献番号から参照できます。また、PDF表示をすることもできます。
- 2 商標文献番号索引照会**
商標公報を、各種番号から参照できます。
- 3 商標出願・登録情報** [To English Page](#)
商標、審判的事項、経過情報、文字商標による検索又は各種番号等から参照できます。なお、検索結果は商標公報に代わるものではありません。
(英語版) 商標構成中に英数字・記号を含む商標の審判的事項、経過情報、文字商標による検索又は各種番号等から参照できます。
- 4 名称検索**
文字を含む商標を読み方(称呼)による検索により参照できます。なお、検索結果は商標公報に代わるものではありません。
- 5 図形商標検索** [To English Page](#)
図形を含む商標を特許庁内で利用しているウィーン図形分類を用いた検索にて参照できます。なお、検索結果は商標公報に代わるものではありません。
- 6 ウィーン図形分類リスト** [To English Page](#)
標準の図形要素の細分化ウィーン分類表(ウィーン分類第9版標準第2版)を参照できます。
- 7 商品・役務名リスト** [To English Page](#)
商品、役務名、区分、指定商品・指定役務、類似群コード等を検索により参照できます。
- 8 商品・サービス国際分類表**

【 検索画面 1 (特許電子図書館ホームページより転載) 】

商品・役務名リスト

[メニュー](#)
[ニュース](#)
[ヘルプ](#)
[利用上の注意](#)

・商品・役務名、区分、類似群コードの入力は **全て任意**です。必要な項目のみ入力して、検索を実行してください。

検索結果:317件

[リスト表示](#)
[検索条件クリア](#)

▼参照する国際分類版が選択できます。

- 国際分類9版 (平成19(2007)年1月1日の出願より適用)
- 国際分類8版 (平成14(2002)年1月1日から平成18(2006)年12月31日までの出願に適用)

▼検索するデータ種別が選択できます。

- 類似商品・役務審査基準(英語表記付)
- 商品・サービス国際分類表(英語表記付)
- 三庁リスト(9版・区分・英語表記のみ)
- 商標出願の審査において、採用された商品・役務名

▼使用する言語(日本語/英語)が選択できます... 日本語 で検索する

商品・役務名 AND
 入力例(日本語は全角文字):コーヒー
 入力例(英語は半角文字):coffee
 ・複数の検索キーワードを用いる場合には、各キーワードの間にスペース(全角又は半角)を入力しAND又はORを選択してください。

区 分 AND
 入力例:04 4
 ・半角で入力してください。

類似群コード OR
 入力例:01A01 01A? 01?
 ・半角で入力しAND又はORを選択してください。

[検索実行](#)
[類似商品・役務審査基準](#)
[商品・サービス国際分類表](#)

【 検索画面 2 (特許電子図書館ホームページより転載) 】

「商品・役務名リスト」の画面中、「商品・役務名」の部分に類似群(商品・サービスについての調査範囲)を調べたい商品名またはサービス名を入力します。

例えば、「ソフトウェア」の場合、図のような検索結果となり、「リスト表示」の部分をクリックします。

[メニュー](#)
[検索画面](#)
[次 頁](#)

[1-50/317] 項番の 番日から 表示する 項番は半角で入力してください。

項番	区分	商品・役務名	商品・役務名(英語)	類似群
1	09	1つ又は複数のオーディオ製品を遠隔操作するためのコンピュータソフトウェア (2005-004879)		11C01
2	09	3Dコンピュータグラフィック用コンピュータソフトウェア (2005-012454)		11C01
3	09	X録音像処理用コンピュータソフトウェア (2002-017531)		11C01
4	09	アナログ音声データを光記録媒体上のデジタル音声データに変換し保存するためのコンピュータソフトウェア (2005-034240)		11C01
5	09	インターネットにより配信されたコンテンツのコピーを防止するためのコンピュータソフトウェア (2002-075325)		11C01
6	09	インターネット検索エンジンの検索結果を表示するコンピュータソフトウェア (2006-000455)		11C01
7	09	インバウンドの通話を取り扱うため使用されるコンピュータソフトウェア (2005-041502)		11C01
8	09	インバウンド及びアウトバウンド通話管理の混合を管理するため使用されるコンピュータソフトウェア (2005-041503)		11C01
9	09	ウェブ上で立案されるデスクトップオートメーションを提供するため使用されるコンピュータソフトウェア (2005-041503)		11C01

【 検索画面 3（特許電子図書館ホームページより転載） 】

この画面を見ると、「コンピュータソフトウェア」の類似群は、11C01ということがわかります。以下は、ソフトウェア関連の類似群の例です。

○ ソフトウェア関連の類似群

ソフトウェアは、どの区分、どの類似群に該当するのでしょうか。ソフトウェアの提供の形態はさまざまです。CD-ROM に記録して販売するケースや、通信回線を介してユーザーの記録媒体にダウンロードさせて販売するケース、さらにはダウンロードさせるのではなく、サーバと接続中だけユーザーはそのプログラムを使用できるというような提供形態などが考えられます。またソフトウェアと言っても、汎用コンピュータのソフトウェアパッケージもあれば、専用機器のソフトウェアもあります。

このようなソフトウェアの形態によって、該当する類似群が異なります。以下に、ソフトウェア関連の類似群の一例を列挙します。自社の現在または将来のソフトウェアの提供形態に応じた範囲の類似群を選択して商標調査を行う必要があります。なお、この類似群はあくまでも一応の目安を示したものに過ぎません。詳細は個別に弁理士などの専門家に相談してください。

○ 汎用コンピュータのソフトウェアパッケージ

汎用コンピュータのパッケージソフトは、第 9 類の類似群「電子応用機械器具及びその部品」の下位概念である「電子計算機用プログラム」（類似群：11C01、42X11、35K08）に該当します。

従来特許庁は、コンピュータプログラム自体は抽象的な存在であるため、商標法上の商品とは認めていませんでした。しかしインターネットの普及などにより、ダウンロードなどの新たな流通形態が一般化しつつあり、このような状況に対応する必要性が生じました。そこで、「ダウンロード可能なコンピュータプログラム」などの無形の情報財が商標法における商品として登録が認められることになりました。この「電子計算機用プログラム」の概念のなかには、CD-ROM などの記録媒体に格納されて販売等される場合とダウンロードにより販売等される場合の双方が含まれるとされています。

また、「電子計算機用プログラム」と「電子計算機用プログラムの提供」（後述する ASP サービス）は、分類や類似群は違うのですが、いわゆる備考類似(*1)の関係にあり、お互いに類似する分野と推定されています。

さらに、後述する小売・卸売サービスとの関係においては、商品である「電子計算機用プログラム」と「電子計算機用プログラム（電気機械器具類）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（類似群：35K08）と類似する関係にあるとされます。

*1…備考類似とは、類似群は異なるが、個々の単品同士が類似すると考えられているものです。すなわち類似群が異なるもの同士、たとえば「超音波応用探知機」（類似群 11C01）と「電子計算機用プログラムの提供」（類似群 42X11）は、通常類似するとは捉えられません。類似群も異なるからです。しかし、類似群が異なっても個別の商品やサービスを見た場合非常に密接な関係にあると考えられる場合には、例外的にその個々の商品やサービスに限って類似すると捉えられます。この例外的な場合にあたるのが、「電子計算機用プログラム」と「電子計算機用プログラムの提供」です。したがって、「電子計算機用プログラム」を調査したい場合は、類似群 11C01 と 42X11 の双方を調べる必要があります。

○ 通信回線を介して提供する場合

この場合としては、通信回線を介してユーザーの記録媒体にダウンロードさせて販売するケース（プログラムのダウンロード）や、通信回線を介してサーバと接続中だけユーザーはそのプログラムを使用できるというような提供形態（たとえば **Application Service Provider** によるサービス。いわゆる **ASP** サービス）が考えられます。従来これらについては、商品販売なのかサービスの一種なのかについて運用が固まっていなかったですが、現在では次のように運用がなされています。

上記の ASP サービスについては、第 42 類のサービス「電子計算機用プログラムの提供」（類似群：42X11、11C01）として登録されます。「電子計算機用プログラム」と「電子計算機用プログラムの提供」の違いは、プログラムの複製が送信され記録・保存されるのか、プログラムの複製は送信されずにプログラムの処理による結果のみが送信されるのかによるとされています。前者「電子計算機用プログラム」は、プログラム自体が流通していると考えられ“商品”と捉えられています。一方、後者「電子計算機用プログラムの提供」は、プログラム自体が流通しているのではなく単にプログラムの機能を提供していると考えられ“サービス”と捉えられています。

なお、通信回線を介して提供されるソフトウェアがどんなソフトウェアかによって、その類似群や区分が異なってきます。たとえば、通信回線を介して（通信回線に接続中のみ）ゲームプログラムを提供する（利用させる）サービスについては、例えば第 41 類の「電子計算機端末による通信を用いて行うゲームの提供」（類似群：41K01、41Z99）として登録されています。また、通信回線を介して電子出版物を提供するサービスについては、第 41 類「電子出版物の提供」（類似群 41C02、26A01、26D01）に該当します。

○ 小売・卸売サービス

平成 18 年の法改正により、平成 19 年 4 月 1 日から、小売・卸売サービスについて、商標登録できるようになりました。以前、小売・卸売関係については、商品の商標としてのみ登録が認められていました。しかし、多品種の商品を扱う総合小売店における店舗名として使用される商標、ショッピングカート、従業員の制服等に使用される商標のように、

個別の商品との具体的な関連性が見出しにくい（商品の商標では直接的に保護しにくい）使用態様の商標への保護が不十分でした。そこで、この度の法改正がなされ、小売・卸売業務において行われる総合的なサービス活動について、商標法において第35類に該当するサービスとして直接的に保護されるようになりました。複数のソフトウェア製品を現実の店舗やインターネット上の仮想店舗において販売する際、その店舗名として使用される商標については、「電子計算機用プログラム（電気機械器具類）の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（類似群：35K08）として、小売サービスの商標に該当するでしょう。

なお、小売に係る商標が、商品の商標に該当する場合もあるので、小売だからだといって、常に小売サービスの商標に該当する訳ではありません。詳しいことは、弁理士に相談するのが望ましいでしょう。

（５） 商標調査での検索はどのようにして行われるのか

次に、無料で行える実際の検索方法の一例を説明します。ここでは、以下の商標、商品についての調査の例を挙げます。

- ・ 商標： ASCII（アスキーと読みます）
- ・ 商品： 汎用コンピュータのソフトウェアパッケージ」

以下に示す検索方法は、最も簡易な検索よりも少し高度な検索方法であり、平成22年9月現在のものです。

① 商標調査を行う場合、まずインターネットを通じて、特許電子図書館（IPDL：<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>）に接続します。

【 特許電子図書館ホームページの画面（特許電子図書館ホームページより転載） 】

② 次に、商標検索のうちのNo.4「称呼検索」を選択します。

【 検索画面1（特許電子図書館ホームページより転載） 】

③ そして、「称呼」を入力します。称呼検索のデータベースでは、称呼、つまりその商

標の読み方でデータが作成されています。したがって、“ASCII”の称呼「アスキー」をカナ文字（全角）で入力します。なお、称呼の入力については、称呼検索の画面にある「利用上の注意」が参考になります。ここをクリックすると、どのように称呼を選定すればより適切な検索を行えるかが具体例に基づいて説明されています。

称呼検索

[メニュー](#)
[ニュース](#)
[ヘルプ](#)
[利用上の注意](#)

検索結果 44件

[一覧表示\(類似群別\)](#)
[一覧表示\(番号順\)](#)
[検索結果クリア](#)

称呼1
OR
称呼2

※ 入力欄をクリック

AND

・区分は類似群コードを入力して検索し、関連を入力した場合は、この検索と一致します。
 ・区分は類似群コードに続いて、類似群キーワードを入力した場合、各キーワード間に**スペース**(全角)を入力してください。
 ・区分は類似群コードに入力して、下部に表示されている商品・技術名リスト、商品・サービス別区分検索又は類似群別・技術関連検索等の検索ください。

区分
商品全数
類似(商品)
技術全数(商品別)

※ 入力解除

OR

類似群コード
商品全数
類似(商品)
技術全数(商品別)

※ 入力解除

[検索実行](#)
[文獻情報情報](#)

[商品・技術名リスト](#)
[商品・サービス別区分検索](#)
[類似商品・技術関連検索](#)

【 検索画面 4（特許電子図書館ホームページより転載） 】

④ 称呼を入力した後、類似群コードとして「汎用コンピュータのソフトウェアパッケージ」の“11C01 42X11 35K08”（半角）を入力します。

なお、類似群ではなく、区分単位で広く検索することもできます。区分で検索する場合は、区分の項目に「汎用コンピュータのソフトウェアパッケージ」が分類されている第 9 類の 9（半角）を入力します。しかし、区分で検索した場合は、類似群コードで検索した場合に比べ検索に漏れが生じます。そのため類似群コードで検索するのが望ましいといえます。

⑤ この後、画面下側の「検索実行」をクリックすると、関連する商標が検索されます。さらに、画面上側の「一覧表示」をクリックすると、検索商標の一覧が表示されます。

[1-44/44] 項番の 番日から 表示する 項番は半角で入力してください。

検索称呼: アスキー

項番	出願/登録番号	国内登録	商標(検索用)	種別	称呼
1.	登録2028808		株式会社アスキー	01	アスキー
2.	登録2278808		ASCII CORPORATION	01	アスキーコーポレーション,アスキー
3.	登録2278830		ASCII	01	アスキー,エイエスシイアイアイ
4.	登録4065244		アスキー	01	アスキー
5.	登録4307209		アスキーツクールシリーズ	01	アスキーツクールシリーズ,アスキーツクールシリーズ,ツクール,アスキーツクール
6.	登録4478857		Digital Ascii\デジタルアスキー	01	デジタルアスキー,デジタルアスキー,アスキー
7.	登録4561104		ポケットアスキー [®] Pocket ASCII	01	ポケットアスキー,アスキー
8.	登録4808781		アスキーストア	01	アスキーストア,アスキー
9.	登録5200972		ASCII	01	アスキー,アスキー
10.	登録5200973		アスキー	01	アスキー
11.	登録5236047		ASCII MEDIAWORKS\アスキーメディアワークス	01	アスキーメディアワークス,アスキーメディアワークス,アスキー,アスキーメディアワークス
12.	登録2009-099024		ASCII	01	エイエスシイアイ,アスキー
13.	登録2009-099319		§ ASCII	01	エイエスシイアイ,アスキー,アスキーエイエスシイ
14.	登録2010-016792		ASCII MEDIA WORKS	01	アスキーメディアワークス,アスキーメディアワークス
15.	登録2010-036532		mobile ASCII\モバイルアスキー	01	モバイルアスキー,モバイルアスキー,モバイルアスキー,アスキー
16.	登録5317276		A-Key	04	エイキー,キー,エイワイ,アキー
17.	登録5256015		ASKIDS	05	エイエスキッズ,アスキッズ,アスキッズ
18.	登録1804155		ASTI	08	アスティ,エイエスティアイ
19.	登録2142863		§ ASTI	08	アスティ
20.	登録4173068		アスク	08	アスク
21.	登録4173068		ASK	08	アスク,エイエスケイ
22.	登録4267716		アスク 家庭の医学	08	アスクカティメイガク,アスクカティメイガク
23.	登録4061461		ask(アスク)マーク	09	アスクマーク

【 検索画面 5 (特許電子図書館ホームページより転載) 】

前に述べたように商標権には類似範囲がありますので、商標調査では、この類似範囲内の商標、つまり“アスキー”によく似た商標も見ておく必要があります。特許庁のデータベースでは、“アスキー”と同一の商標だけでなく、一定の検索基準に合致するよく似た商標も自動的に検索し、同一商標と同時に一覧画面に表示してくれます。

一覧画面の項目のなかに、「種別」の項目があります。この「種別」が検索基準を示しています。種別には「01」～「15」までが用意されており、「01」が同一称呼であることを表しています。「02」～「15」は、まったく同一の称呼ではありませんが、一定の関係を有する称呼であることを表しています。これら検索基準については、称呼検索の画面にある「利用上の注意」のなかの「検索結果について」で詳細に説明されています。

⑥ 検索画面 5 の出力データのなかから、権利者や登録日などの詳細を知りたい場合は、画面上でそのデータの登録番号（または出願番号）を指定すると、詳細な情報が出力されます。この情報のなかには、商標のイメージデータも含まれていますので、実際にどのようなロゴ等で登録されているかも分かります。

こうして関連する商標を検索し、自社がこれから使い始めようとする商標と同じ商標やよく似た商標がないかを判断します。すでに他社が出願や登録していることが分かれば、その段階で別の商標を考える必要があります。

[メニュー](#)
[検索画面](#)
[一覧画面](#)
[前文献](#)
[次文献](#)

【登録表示】
【第2276830号】
【保存表示】

<p>(111)【登録番号】 第2276830号 (151)【登録日】 平成2年(1990)10月31日 (210)【出願番号】 商標第59-43047 (220)【出願日】 昭和59年(1984)4月27日 【先願優先日】 昭和59年(1984)4月27日 【最終処分日】 【最終処分種類】 【出願種別】</p> <p>【商標(検索用)】 ASCII (541)【標準文字商標】 (561)【略号】 アスキー、エイエスシイアイ (531)【ウィーン図形分類】</p> <p>(730)【権利者】 【氏名又は名称】 株式会社アスキー・メディアワークス</p> <p>【特許番号】 11A01 11A03 11A04 11A05 11A06 11B01 11C01 11D01 【国際分類表示】 第7版 (500)【区分数】 1 (511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 ◎ コンピュータ用ゲームプログラム及びその他のコンピュータ用プログラムを記憶させた磁気テープ・同磁気ディスク・同磁気テープの電子回路、その他の電子応用機械器具及びその部品、配電用又は制御用の機械器具、回転変換機、同期自機、電池、電気磁気測定計、電線及びケーブル、電気アイロン、電気式ヘアカーラー、電気ブザー、電気通信機械器具、磁心、抵抗線、電極</p>	<p>(111)0276830 (540)</p> <hr/> <p>[1/1]</p> 
--	--

【 検索画面6（特許電子図書館ホームページより転載） 】

(6) データベースにはタイムラグがある

データベースにもデータ入力のための一定のタイムラグがあり、常に完璧な結果を得られるわけではありません。しかし、未調査で商標を決定してしまうよりはるかに安心です。なお、図形で表された商標についても、特許電子図書館における商標検索のうちの No.5「図形商標検索」で調査することが可能です。しかし、コンピュータによるデータの絞り込み、類似検索が難しいため、弁理士等の専門家に相談した方がよいでしょう。

以上